４公立香第１６６号
令和４年９月１６日

各所属所長　殿
各市町公立学校共済組合事務主管課長　殿

公立学校共済組合香川支部
支部長　工　代　祐　司

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律等
による地方公務員等共済組合法等の改正について（通知）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４０号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６６号）が公布され、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）（以下「地共済法」という。）の一部が改正されました。

また、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第２６６号）、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和４年総務省令第５６号）及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和４年内閣府・総務省・文部科学省令第４号）が公布され、地方公務員等共済組合法施行令（昭和３７年政令３５２号）、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和３７年自治省令第２０号）及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和３７年総理府・文部省・自治省令第１号）が改正されます。

改正の概要及び施行に伴う手続きについては次のとおりですので、貴所属組合員にご周知いただきますようお願いします。

記

Ⅰ　改正の概要

１　職員の範囲について

常時勤務に服することを要しない地方公務員以外の地方公務員で２月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものを職員に含まないものとされた。また、職員に含まれるものに次の者が追加された。

（１）　１週間の所定勤務時間及び１月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている１週間の勤務時間及び１月間の勤務日数の４分の３以上であるもの。

（２）　次のいずれにも該当するもの。

イ　１週間の所定勤務時間が２０時間以上であること。

ロ　報酬月額について、法第43条第8項及び地共済令第22条の規定の例により算定した額が、８万８千円以上であること。

ハ　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５０条に規定する高等学校の生徒、同法第８３条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。

2　長期給付の適用範囲について

（1）　常時勤務に服することを要しない職員のうち、新たに組合員となる厚生年金保険及び健康保険の適用対象であるものについては、既に厚生年金保険が適用されていることを踏まえ、厚生年金保険がその一部をなす長期給付は適用しないものとされた。

（2）　臨時に使用される職員については、退職年金の受給権者となるために必要な１年以上の引き続く組合員期間を有しないものがいることを踏まえ、退職年金がその一部をなす長期給付は適用しないものとされた。

長期給付の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となったときは、長期給付の適用については、そのなった日の前日に退職したものとみなすこととされた。

長期給付の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となったときは、長期給付の適用については、そのなった日に新たに組合員となったものとみなすこととされた。

3　標準報酬の区分の見直し等

標準報酬の最低等級の月額は、厚生年金保険法が８万８千円、健康保険法が５万８千円であるのに対し、地共済法は９万８千円となっているため、地共済法の標準報酬の区分を退職等年金給付に係るものについては厚生年金保険に係るものと同じにし、短期給付等事務に係るものについては健康保険に係るものと同じにすることとされた。

4　子が１歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められる場合について

子が１歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められる場合として、育児休業等を取得していた組合員が産前産後休業を開始したことにより当該育児休業等を終了した場合において、当該産前産後休業に係る子が死亡したとき等が追加された。

5　退職の届書について

短期組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。以下同じ。）が退職したときは、所定の事項を記載した退職に係る届書を提出することとされた。

6　性別欄の削除について

入院時食事療養費請求書、療養費請求書、移送費請求書、高額療養費請求書、埋葬料請求書及び家族埋葬料請求書について、性別を記載事項から削除することとされた。

7　育児休業期間中の掛金等の徴収免除に関する事項

短期間の育児休業の取得に対応して、月内に２週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については１月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとされた。

なお、この取り扱いについては、別途、通知します。

8　経過措置について

（1）　施行に伴い、新たに職員に含まれることになる短期組合員であって、組合員の資格を取得したものに係る出産費、傷病手当金、出産手当金又は任意継続組合員に対する短期給付等の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった間、当該組合の組合員であったものとみなすこととされた。

（２）　施行日の前日時点で組合員である者で、２月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれない者については、、施行日以後、引き続き地方公共団体に所属している間について、短期給付及び長期給付を引き続き適用することとされた。

（例）雇用期間２月以内：令和４年９月 16 日～令和４年 11 月 10 日

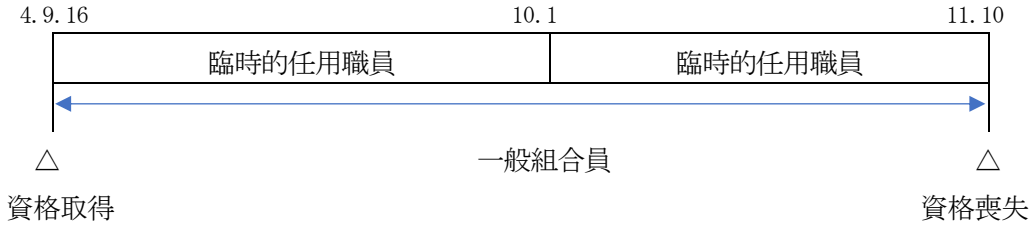


（例）雇用期間２月超：令和４年９月 16 日～令和４年 11 月 20 日

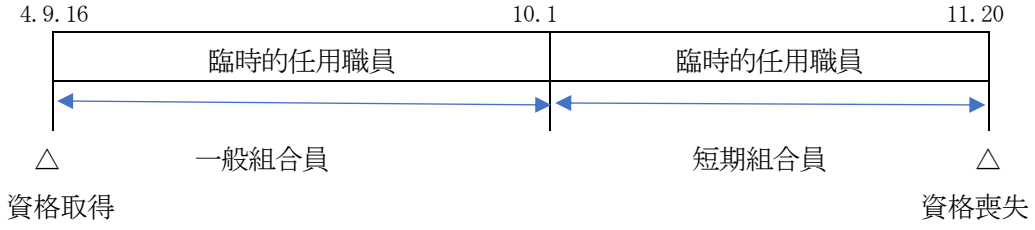


９　施行期日　令和４年１０月１日

Ⅱ　現行からの変更点、福祉事業及び香川県教職員互助会について

１　変更点

（１）　任期を定めて雇用されるもの（再任用（フルタイム・短時間）、育休任期付、臨時的任用、会計年度（フルタイム・パートタイム））のうち、２月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものは組合員にならない。

（２）　短時間勤務職員のうち厚生年金保険及び健康保険の適用対象であるもの（週 20 時間以上、標準報酬月額８万８千円以上、学生でないものの要件を満たすもの）を組合員とし、短期給付及び福祉事業を適用する。

（３）　臨時的任用職員は、長期給付の適用を受けないこととされた。

（４）　組合員種別の区分が次のとおり変更となった。

| 組合員種別（現行） | 組合員種別（R4.10.1 から） |
|---|---|
| 一般組合員 | 一般組合員（※長期給付に関する規定の適用を受ける） |
| | 短期組合員（※長期給付に関する規定の適用を受けない） |
| 船員組合員 | 船員一般組合員（※長期給付に関する規定の適用を受ける） |
| | 船員短期組合員（※長期給付に関する規定の適用を受けない） |
| 任意継続組合員 | 任意継続組合員（※長期給付に関する規定の適用を受けない） |

２　福祉事業について

（１）　貸付事業

貸付対象者に、施行日後、組合員資格を取得するⅡ－１（２）の組合員を含むこととなる。

貸付対象となる貸付種別は、特別貸付け、高額医療貸付け及び出産貸付け

（２）　保健事業

一般組合員、短期組合員ともに同様の事業を行う。

３　香川県教職員互助会の資格等について

地方公務員等共済組合法の適用拡大により公立学校共済組合員となる職員は、香川県教職員互助会運営規則に基づき、教職員互助会の会員となります。

掛金率は、下記のとおりで、給与から控除されます。

●普通掛金　給料月額×5.7/1000　●短期掛金　給料月額×1.3/1000

互助会では、各種給付・厚生事業を実施していますが、詳細は下記をご参照ください。

●香川県教職員福利厚生サポートページ：https://kgbenefit.jp

ログイン ID　117117117（半角）PW　benefiT(T のみ大文字)

Ⅲ　手続きについて

組合員資格取得等の手続きは次のとおりとします。以下の手続きについては別添「手続き一覧」を参照してください。

なお、組合員資格取得届書の提出期限は令和４年１０月５日（水）です。

１　資格取得関係

（１）　臨時的任用職員

①　現在臨時的任用職員で移行後も臨時的任用職員の場合

令和４年９月３０日までは一般組合員、令和４年１０月１日からは短期組合員になる。

別紙「手続き一覧」１－①欄に定める書類を提出してください。

②　施行日以降、臨時的任用職員採用の場合

別紙「手続き一覧」１－②欄に定める書類を提出してください。

（２）　再任用短時間職員

別紙「手続き一覧」１－③欄に定める書類を提出してください。

（３）　会計年度任用職員（フルタイム）（１年目）

別紙「手続き一覧」１－④欄に定める書類を提出してください。

（４）　会計年度任用職員（パートタイム）

別紙「手続き一覧」１－⑤欄に定める書類を提出してください。

２　被扶養者の認定について

（１）　現在臨時的任用職員で移行後も臨時的任用職員の場合

施行日後も被扶養者に変更はないため、手続きは必要ない。

（２）　施行日前から雇用され、施行に伴い、新たに短期組合員になる場合

被扶養者認定については、共済組合で新規認定を行うが、協会けんぽから交付されていた被扶養者健康保険証の写しを「被扶養者認定申告書」に添付することで被扶養者認定を行うことも可とし、翌年７月の「被扶養者確認」で要件を備えていることの確認を行うこととする。

上記の取扱いは、あくまでも移行時の処理とし、以後は特別認定の処理を行う。

（３）　施行日後、新規に被扶養者の認定を行う場合

普通認定もしくは特別認定により認定を行う。添付書類の省略は行わない。

被用者保険の拡大により、施行日以後、新たに被用者保険対象となる組合員の被扶養者認定については、特別認定により認定を行う。国民健康保険証の写しの添付は認めない。

３　令和４年１０月１日以降、組合員種別が変更となったときの手続き

（１）　一般組合員が短期組合員になる場合

①　組合員証番号が変わらないとき（正規職員が再任用短時間職員になる等）

別紙「手続き一覧」３－①欄に定める書類を提出してください。

②　組合員証番号が変わるとき（育休任期付職員が臨時的任用職員になる等）

別紙「手続き一覧」３－②欄に定める書類を提出してください。

（２）　短期組合員が一般組合員になる場合

①　組合員証番号が変わらないとき（会計年度任用職員フルタイム１年目が２年目に一般組合員になる等）

別紙「手続き一覧」３－③欄に定める書類を提出してください。

②　組合員証番号が変わるとき（臨時的任用職員が育休任期付職員になる等）

別紙「手続き一覧」３－④欄に定める書類を提出してください。

４　令和４年１０月１日以降、同じ組合員種別で任用区分が変更となったときの手続き

（１）　一般組合員

①　組合員証番号が変わらないとき（正規職員から再任用フルタイムになるとき等）

別紙「手続き一覧」４－①欄に定める書類を提出してください。

②　組合員証番号が変わるとき（育休任期付職員が正規職員になる等）

別紙「手続き一覧」４－②欄に定める書類を提出してください。

（２）　短期組合員

組合員証番号が変わるとき（臨時的任用職員が会計年度任用職員になる等）

別紙「手続き一覧」４－③欄に定める書類を提出してください。

〒760-8582　高松市天神前6-1
公立学校共済組合香川支部
短　期（０８７）８３２－３７９２
年　金（０８７）８３２－３７９５
香川県教職員互助会（０８７）８３２－３７９６